

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

令和7年7月7日

建設委員会

速報版

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

午前9時56分開会

○いいくら昭二委員長 皆様おはようございます。
定刻前でございますが、皆様方おそろいでございますように、建設委員会を始めます。

◇

○いいくら昭二委員長 最初に、記録署名委員として、ぬかが委員、市川委員をお願いいたします。

◇

○いいくら昭二委員長 次に、管理職の紹介を議題といたします。

新しい委員構成になって初の建設委員会でありますので、管理職の紹介があります。

初めに、副区長から部長級職員について紹介をお願いします。

○副区長 おはようございます。私から建設委員会所管の部長級職員を紹介いたします。

真鍋兼都市建設部長です。エリアデザイン推進室長兼務いたします。

大竹俊樹千住地区まちづくり担当部長です。千住地区まちづくり担当課長の事務を取り扱います。

長澤友也交通対策担当部長です。交通対策課長と新たな交通担当課長の事務を取り扱います。

室橋延昭道路公園整備室長です。道路管理課長の事務を取り扱います。

田中靖夫建築室長です。建築審査課長の事務を取り扱います。

私から以上でございます。

○いいくら昭二委員長 次に、都市建設部長から所管の部長、課長級職員の紹介をお願いします。

○都市建設部長 私から都市建設部内の課長級職員を紹介いたします。

小林裕幸都市建設課長です。

金澤大輔事業調整担当課長です。

中村博まちづくり課長です。

安岡毅ユニバーサルデザイン担当課長です。

上野衣知子中部地区まちづくり担当課長です。

私からは以上でございます。

○いいくら昭二委員長 次に、道路公園整備室長から所管の課長級職員を紹介をお願いします。

○道路公園整備室長 私から道路公園整備室内の課長級職員を紹介いたします。

山中寛道路維持課長です。

勝田健児道路整備課長です。

山坂延央パークイノベーション推進課長です。

小木曾正人公園維持課長です。

志田野隆史安全設備課長です。

私からは以上でございます。

○いいくら昭二委員長 次に建築室長から所管の課長級職員の紹介をお願いします。

○建築室長 私から建築室内の課長級職員を紹介いたします。

臺富士夫建築防災課長です。

渡辺隆史開発指導課長です。

岩本伸夫住宅課長です。

菅野和幸区営住宅更新担当課長です。

私からは以上でございます。

◇

○いいくら昭二委員長 次に、所管事項を議題といたします。

所管事項につきましては既に資料を配付してありますので説明に代えさせていただきます。

◇

○いいくら昭二委員長 次に、議案の審査に移ります。

第66号議案 足立区江北駅周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

部を改正する条例を単独議題といたします。

○建築室長 議案説明資料の2ページをお願いいたします。

件名はいくら委員長、御案内のとおりでございます。

本地区の補助138号線沿道における土地の高度利用と建築物の不燃化により、延焼遮断帯を形成することを目的といたしまして、本条例の一部を改正するものでございます。

改正概要でございますが、138号線沿道に新たな商業地区と重工地区を設定いたしまして、沿道建物の外壁は50センチメートル以上後退させるとともに、重工地区の一部では、隣接地の良好な住環境に配慮して、環境を悪化させる工場等の用途を制限いたします。

また、全ての地区において、風営法に係る店舗等の規制を見直し、規制すべき施設を統一的に定めるものでございます。

施行年月日は公布の日を予定しております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○いづら昭二委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑はありますか。

○ぬかが和子委員 今回の議案のこの幹線沿道地区ということで、都市計画変更、この用途地域の変更をするという部分について、先ほど御説明ありました商業地区、重工地区にしていくってことで工場を制限するというお話だったんですけども、現況は、ほぼほぼ住居、住居ですよ、居住地、居住者、住宅地域ですよ。そうすると、その居住者、現行の居住者にとっては、どういう変化になるというふうに説明するんでしょうか。

○建築室長 特に重工地区になりますけれども、138号線沿道の南側の区域でございますが、そこが黄緑色の住宅地区になってございまして、今回の重工地区の中にも一部、もともと住宅地区であったところがございました。

そこが今回、重工地区になってるということに

なっているわけなんですけれども、沿道にふさわしい土地の規制ですとか、立地を誘導していただくということをメインに御説明をさせていただきまして、なおかつ、もともとは住居系の地域でございましたので、良好な住環境の保全ということも大事になってくるということでございますので、工場等の環境を悪化するようなものについてはしっかりと規制もさせていただくということで御説明を申し上げて、地元のほうにも御案内をさせていただいてるところでございます。

○ぬかが和子委員 商業地区のところは現況と、どうでしょうか。

○建築室長 商業地区につきましても、138号線の沿道の、今度は北側になりますけれども、もともと重工業地域が入っていたところが、今回の商業地区の中に含まれております。

重工業地区が商業地区になるということで、大きな環境の変化ということはある心配しなくてもよろしいのかなと思いますけれども、今回138号線の沿道ですので、やはり少し商業系に重点を置いた建物の規制を誘導していきたいということで、今回の商業系の地域に編入をさせていただいております。

○ぬかが和子委員 今回の地区計画、この用途地域変更になるエリアっていうのは、138号線そのものに当たるところと、それから沿道になるところがあって、沿道の部分というのは従来の都市計画道路同様に、今までのような木造の二階建ては建てられなくなりますよと、例えば今後、準耐火とか、そういったことじゃないと建てられないということにおのずからなってくると思うんですね。だとしたら、そういうことも十分に丁寧に説明していただかなきゃいけないんじゃないかというのが1点。

それからもう一つには、正に138号線に当たる方々ですよ、どうしてもこういう案件、これから、先ほど、この議案の説明資料では、これか

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ら都市計画に基づいての説明会も、都市計画変更ということで説明会もやっていくということだけれども、やっぱり当事者になると不安が非常に強いということで、うちのほうの議員が、あそこの138号線に係る江北地域全部回ったそうなんです。そうしましたら、やっぱり心配は、高齢なのに年も年なのはどうやって転居するんだ、それからローンなんてできないんじゃないか、圧倒的に住宅再建についてなんです。ひどいのは、購入するとき不動産屋からそういう説明は一切なかったというような話もあるんですけども、この辺についての、この間繰り返し言われてるとは思うんですけども、本当に十分な丁寧な対応っていうのをさせていただきたいと思うんですがどうでしょうか。

○建築室長 地元の説明会の中でも、今回やはり準防火地域から耐火地域になっているところがございますので、その点につきましても、近隣の皆様にしっかりと御説明させていただいておりますし、今回も、もし建物を建て替えたいという方、区民の方がいらっしゃいましたら、それについてもしっかりと丁寧に説明をしていきたいと思っております。

建て替えが困難になるというところがあるかもしれませんが、今建っている建物をすぐに変えなければいけないということではございませんので、その辺も併せてしっかりと御説明をさせていただきたいと思っております。

○ぬかが和子委員 前に都市計画道路をやるときにあった例なんですけれども、いわゆる土地を持っている方若しくは建物を持っている方っていうところの対応とそれから借家人の方の対応って全然違って来るわけですよ、そういうところも丁寧にやっていただきたいと。

要は、この町に、例えば同じ場所じゃなくても、住み続けられるんだろうかっていう心配とか、それから、そういう点では借家人の方に対しては、

かつてはコミュニティー住宅とか、そういうところへのあっせん等々もやってたということもあると思いますので、そういうことも含めていろいろ話を聞いてみると、私たち、都市計画道路全体としては問題があれば反対もしますけれども、ここではやはり地権者の方々の心配事にどう応えていくのかというところが一番大きいというふうにも思っていますので、ましてや直接、ダイレクトに、今回の議案と関わる部分ではないかもしれないけれども、これから説明会やれば当然そういう不安や心配の声出るわけですから、再度しっかりやっていただきたいと思うんですが、部長、どうでしょうか。

○都市建設部長 私も都市計画道路整備に関しては、地権者の方々との合意形成に向けて時間を掛けてきたということがあります。今、ぬかが委員御指摘のとおり、借地の方、土地を持っての方、様々な条件の方いらっしゃいますので、個々に寄り添って丁寧に対応していきたいと思っております。

○いいくら昭二委員長 他に質疑ありますか。

○いいくら昭二委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派の意見をお願いします。

○くじらい実委員 138号線沿道の今後のまちづくりとか地域の活性化というところにも資する、今回条例改正だと思いますので、可決でお願いします。

○小泉ひろし委員 今後も住民の声をしっかりと受け止めて、寄り添って、丁寧にお願いしたいと思っております。可決です。

○ぬかが和子委員 今回の改定というのが、一つは風営法などの制限については非常に縛りを厳しくすると、全体としては規制を強化するということも含まれておりますし、この案件そのものには反対をするということではありませんので、賛成したいと思います。

○富田けんたろう委員 賛成でお願いします。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○市川おさと委員 賛成。

○いいくら昭二委員長 これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○昭二委員長 御異議ないと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第67号議案 足立区綾瀬駅東口周辺地区地区計画の区域内における建築物の制限に関する条例の一部を改正する条例を単独議題といたします。

それでは執行機関の説明を求めます。

○建築室長 資料の17ページをお願いいたします。

件名はいくら委員長御案内のとおりでございます。

本地区では、旧こども家庭支援センター等跡地の施設整備に合わせた駅前通り沿道の土地利用の誘導を図ることを目的といたしまして、本条例の一部を改正するものでございます。

改正概要でございますが、旧こども家庭支援センター等跡地につきましては、公共公益施設地区に位置づけまして、風俗営業等施設の立地や壁面の位置、垣・柵の構造を制限するとともに、本条例では規制対象外となりますが、地区計画のルールに従いまして、工作物の位置や建築物等の形態、色彩などを制限いたします。

また、駅前の大規模用地地区のAとBにつきましては、風俗営業等施設や工場の立地を制限するとともに、駅前通りなどはにぎわい創出のため、1階及び2階部分の主たる建物用途を見直します。

施行年月日は公布の日を予定しております。

御審議のほどよろしくをお願いいたします。

○いいくら昭二委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑ありますか。

質疑なしと認めます。

次に、各会派の意見をお願いいたします。

○くじらい実委員 こちらもエリアデザインに関連

するまちづくりに資する条例改正なのかなと思いますので、可決でお願いします。

○小泉ひろし委員 可決でお願いします。

○ぬかが和子委員 まちづくりに関わって良好な環境を整備するというための規制強化が大半であるというふうに私はこの議案については理解しています。

ただ公共公益施設地区については、やはり、いろいろな事業者さんが提案があったときに応えられるようにしたいということで幅を持たせるということも今回言われてますけれども、過去の失敗を繰り返さないという点で、住民の要望、地域の方の声、こういうことを最優先にして考えていただきたいということを申し上げて、賛成したいと思います。賛成です。

○富田けんたろう委員 賛成です。

○市川おさと委員 賛成です。

○いいくら昭二委員長 これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○いいくら昭二委員長 御異議ないと認め、原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、第68号議案 債権の放棄についてを単独議題といたします。

また、報告事項(13)区営住宅使用料等の滞納処理についてが本議案と関連しておりますので、併せて執行機関の説明を求めます。

○建築室長 議案説明資料の35ページをお願いいたします。

件名は債権の放棄についてでございます。

本件につきまして、債務者は中央本町四丁目アパートに住まわれていた方で、使用料相当賠償金及び強制執行費用となる120万1,760円の債権を放棄させていただきたく、上程いたしましたのでございます。

内訳といたしましては、近傍同種家賃の相当額

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

として算定した使用料相当賠償金が98万円余、強制執行費用が46万円余、回収できた金額24万円余と相殺しまして、合計額が120万円余となっております。

これまでの経緯につきましては、別紙資料にまとめております。

これまで約6年にわたり債務者に対して複数回にわたる電話や訪問により督促等を試みてまいりましたが、連絡を取ることが難しい状況もございまして、一部の金額を返済していただくまでの対応にとどまりましたことを誠に申し訳なくおわび申し上げます。

令和2年3月には、明渡しの強制執行を行いまして、家財の差押えやその後の預金口座差押えなども行いましたが、最終的には預貯金の残高もごく僅かであることが確認され、居所も不明となりましたので、3番の債権放棄の理由に記載のとおり、本年3月に足立区債権等処理判定委員会に債権放棄の判断をお諮りいたしまして、妥当であるとの答申を得たところでございます。

以上の理由から、地方自治法に基づく議決事件として債権の放棄をお諮りするものでございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

あわせて、報告資料の39ページをお願いいたします。

本議案に関連いたしまして、第18回の債権等処理判定委員会が3月21日に開催されました。

審議内容と結果につきましては、ただいま御説明申し上げたとおりでございます。

4番の関連情報は、区営住宅の使用料滞納額の推移がこの5年間で徐々に減少してきております。令和6年度末の未納額の合計は198万9,000円となっております。

40ページの(2)の表は、5月末時点の滞納者の状況ですが、分納に至らない未納者が9名、分納誓約者が11名、合わせて20名につきまして、徴収に努めているところでございます。

(3)の損害金の滞納状況は、本議案の内容であります。

説明は以上でございます。

○いいくら昭二委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑はありますか。

○市川おさと委員 まずこの件、債権の放棄なんですけれども、令和元年8月1日から令和2年3月27日まで家賃が全然支払われていなかったということなんですけれども、これ、事前にもお話をいろいろしたんですけども、やっぱり早期にもっと対応してほしいかなと。

これ民間の、不動産屋さんなんかでも、もう1か月遅れたらさっさと行動するっていうのは非常に当たり前のことでありまして、しかもこの区営住宅は応能負担ですよ、応能負担で払えなくなってるっていうことは、要するにお金が詰まっちゃってるのか、なくなっちゃってるような状況も相当あるのかなというふうにも思うわけでありまして、早期に相談に乗って、家賃を能力に応じて下げていくっていうことにすれば、こういったことも防げるんだろうと。

事前にお話聞いたら、今ちゃんとそういうことでやってるよっていうことなんですけれども、そのあたりちょっと詳しく教えてください。

○住宅課長 住宅課長の岩本でございます。

市川先生のおっしゃるとおり、権利者、今回の滞納債務者に関しまして、寄り添い姿勢が大事かと考えております。実際に当時の状況につきましても、こちらの、まずもともとお借りしていたお父様が亡くなり、お母様が亡くなり、それでこの方という形になったわけなんですけれども、実際に使用承継権がないということで、もう最初、そのとき。

○★★ 簡潔に、簡潔に。

○住宅課長 実際に3か月ぐらい、3月までっていう、使用期限が6月までということで、再三寄り添いながら、また実際に。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○都市建設部長 結果としてこういう形になってしまいましたけれども、区といたしましては、本人に寄り添いながら、できる限りといいますか、何度もコンタクトを取って、できる限りの対応を図ってきたということを思っていますので、その辺、御理解いただければというふうに思っています。

○市川おさと委員 やったってということね。報告事項のほうを見ますと、未納額がどんどん減ってるよってということなんだけれども、それはやっぱりそういった、ちょっと滞った場合に本人のところに、寄り添いってという言葉をお遣いになりますけれども、行って、その能力に応じて、例えば減額するとか、そういったことが結実してるのかなというふうに思うんだ、そのあたりいかがですか。

○都市建設部長 滞納整理につきましては、私も平成24年から取り組んでまいった事業一つの、一つであります。

今、市川委員御指摘のとおり、応能家賃で大体、平均家賃が収入と大体1割ぐらいですので、やはり2か月3か月滞ってしまうとなかなか払えない状況がありますので、まず、滞納があった★★については相手方の事情を聞いて、場合によっては収入によって家賃決まりますので、家賃を引き直すなり、ちゃんと払えるような状況に持っていくことが、今回の滞納額の減少につながっているものと考えております。

○市川おさと委員 非常に、応能ということで家賃も低廉でありますので、その負担はその人の能力に応じて決まっておりますので。ただ、さっきの、先ほどの事例でもあったけれども、お父さんが亡くなってお母さんも亡くなってというと、なかなかそういう、何というか精神的に追い詰められちゃってるようなこともあると思うんだよね、そういう人ってね。実務的な能力も相当落ちてるような気が、僕もいろいろ相談を受ける中で感じておりますので、是非、そういった個々の事例に寄り

添うといふのかな、丁寧につき合っていくてください、それだけです。

以上です。

○ぬかが和子委員 この案件っていうのは、本当に原因のところを深掘りして教訓化して生かさないと、私は今、金額が減ってる、過去、それ以降減ってるといっても、同じことが生み出しかねない事例だというふうに思ってます。

なぜかという、この家賃ですよ、先ほどちょっと住宅課長答えかかってたけれども、この都営住宅でありながら12万4,700円っていう月額の家賃が非常に高い。これはなぜかといえば、名義承継、これが、これ全国では東京だけなんですけれども、親が死んだら子どもが追い出される都営住宅のやり方を区営住宅も倣って、そして親が死んで、名義承継が子どもできないから近傍同種の家賃を課したと、そして途端に払えなくなったということだと思うんですが、どうでしょうか。

○都市建設部長 東京都に準拠したやり方をしておりますので、ぬかが委員御発言のとおりだと考えます。

○ぬかが和子委員 だとすると、これからだって、今は払えている人だけれども親が死んだら、もう親の本当、親がね、両親いなくなって悲しみに暮れている間もなく近傍同種課せられるんですよ、子どもは、この在り方を、自治権あるわけですから、東京都と同じにしなきゃいけないってことはないわけですよ。しかも、ほかの全国はそうやってないんですから、こんなに厳しくないんですよ。だったら、ここを見直さないと同じことが起こりかねないというふうに思うんですけれどもどうでしょうか。

○建築室長 平成17年になりますけれども、国のほうから公営住宅管理の適正な執行についてということで通知文が出てございますし、区といたしましては、そのルールといいますか、通知の内容に沿って近傍家賃にも含めまして対応していると

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

でございます。

○ぬかが和子委員 確かに国から通知来てるけれども、実態に応じて全国の道府県では実態に応じた柔軟な対応をやってるわけですよ。それを機械的に近傍同種だつてことでこういう高い家賃を親が死んだ途端に課すと、それを足立区も做つてやると、これは是非、今聞いてもまた同じ答弁しか返つてこないかもしれないけれども、是非見直さないと、同じことが起こりかねないということを指摘させていただきたい。

それからもう一つは、そうやって親が死んだときに近傍同種を課せられた、困るわけですよ、次の居場所を見付けなきゃいけない。確かに年齢層としては、この方で言うところ恐らく50代とかそのぐらいの年代だと思うんですけども、そういう方々、その方は、もうすごい不安があるわけですよ。

そうしたら、そういった事例の場合、いわゆる名義承継で親が当座、死んで出なきゃいけないという方はお部屋探しサポート、これで寄り添う支援をしていくとか、そういう道も考えていくべきじゃないかと思うんですが、どうでしょうか。

○建築室長 寄り添う気持ち、とても大事だということをしっかり心に受け止めて、なおかつ建物をしっかりと管理をしていくということにも留意をしつつ、これからも対応していきたいと思っておりますし、場合によっては寄り添い支援ということで、しっかりと対応させていただければなと思っております。

○ぬかが和子委員 私聞いているのは、だからこの件での二つの局の今二つ目の質問なのね、一つは、いわゆる名義承継の問題。二つ目は、実際に今そうやって出なきゃいけない、そうしないと近傍同種課される人へのそういう滞納を生まないための支援策として、今ある区の制度、住宅のお部屋探しサポート、これで一緒に住まい見付けましようという支援の対象に入れるべきじゃないですか

ということ聞いてるんですけどもどうでしょう、部長。

○都市建設部長 住宅セーフティネットの一環だと思います。その中で区で何か工夫できるかということは少し深度化図って検証させていただきたいと思いますが、いずれにしても、2点、御指摘いただいている指摘については、実際の裁量でできることについては、やはり検証する必要性があるかなと思います。

○ぬかが和子委員 先ほどのお部屋探しサポートのほうでいきますと、今は様々な要件があつて障害者手帳を持ってるとか高齢者とか、そういう要件に恐らく超えて親が死んだら、子どもが追い出される、この子どもさんは該当しない場合が多いと思うんですよ。だからこそ、そこのお部屋探しサポートの、こういう滞納や事件を生み出さないためにも、対象にするなんてそんなに難しいことじゃないと。ましてや区営住宅や住宅ほど戸数も多いわけじゃないわけですからね。

是非そこは早急に検討して、そういう名義承継に伴うマイナスにならないように、こういうふうにならないようにしていただきたいということ、再度答弁をお願いしたいんですが。

○都市建設部長 区としても率先してお部屋探しサポート事業、力を入れておりますので。ただ、一方で、ぬかが委員御承知かと思いますが、やはり限られた公営住宅を適正に住居あつせんするっていうことも必要だと思っておりますので、そのバランスがうまく取れるかについては深度化を図っていきたいと思います。

○小泉ひろし委員 この親が亡くなったときに近傍家賃を支払うということについては私も具体的に今、多くの人から相談を受けて、所得があれば、アパートとか、いろいろな方法もあるし、また年齢がいつてれば、都営住宅申し込んだりしてると思うんですが、この方のことにすると、なかなか相談できるというか、腹を割つて相談できるよう

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

な人が身近にいなかったのか、本当に追い込まれていっているなっていう様子が分かるんですね、所管としては、しっかりとルールに基づいて取立てというか、交渉したと思うんですけども。

この間、くらしとしごとの相談センターにもつなぐが返事ないとか過去あったようですけれども、現在で言えば、もう預貯金も全くゼロみたいな、そういう状態の中でアルバイトで生計立てたり、本当に追い込まれてる状況の中で、例えば現在であれば、福祉まるごと相談とか、福祉的な視点でもう少し寄り添った、本人が安心して生活できるような、そういう取組もできる得んじゃないかと思うんですけども、この辺は所管から言ったら違うのかもしれないんだけどいかがでしょうか。

○都市建設部長 私も住宅管理所管した課長をやっておりますので、個々の事情については基本的には調べた上で寄り添う支援をしてきたというふうに認識あるんですが、ただ、一方で、相手方のいわゆる立ち位置といいますか、区から呼びかけたとしてもなかなか応じていただけない居住者もいたっていうのは事実だと思います。

ですので、できる限り、当然、縦割りではなくて、その方に寄り添った支援というのは当然、必要だと思っておりますし、これからもやっていくべきだと考えております。

○小泉ひろし委員 所管としては一生懸命やって、もうこれ以上っていうところまでやってきたと思うんですけども、やっぱりこっからは連絡したけれども応じなかったとか、いろいろあるかと思うんですが、どう考えても追い込まれて、もう本当に下手すると事件事故でも起こすようなことにもつながってもいけないと思うんで、やはり、やっぱり心を開いてもらうような、そういう取組も福祉的な視点でやっぱり考えていく必要があるんじゃないかなと思います。

以上です。

○いくら昭二委員長 質疑なしと認めます。

次に、各会派の意見をお願いいたします。

○くじらい実委員 今、経過を見させていただきましても、区は徴収に向けてしっかり取り組んでいただいているなっていう努力はしてもらっているところもありますけれども、今後もこういうケースがないように寄り添った支援はしてもらいたいっていうのと、あと判定委員会において債権放棄が妥当との答申も得たということですので、こちら可決をお願いします。

○小泉ひろし委員 可決です。

○ぬかが和子委員 先ほどの質疑、部長の答弁の中で、お部屋探しサポートうんぬんっていう質問に対して、限られた公共住宅なのでという答弁ありましたけれども、部長、百も承知のように、お部屋探しサポートは別に公共住宅にあっせんするための制度ではなくて、その住宅を出なきゃいけないという人をどう民間の住宅をあっせんできるかということ、民間の力も宅建協会の力も借りてやる制度ですので、是非そこは適用できるようにしていただきたい。

それから、この寄り添い支援をやってきたっていう話がありましたけれども、平成30年に、前の年にお父さん亡くなられて、その翌年にお母さん亡くなられて、その月にまずやったことは、使用承継権がないから退去を、6か月以内に退去してくださいねと、そうしないと近傍同種家賃ですよというその通知なんです。ここ、これでは、やはり寄り添い支援にならない。

だからその段階で、そういう、ほかの方から福祉まるごとっていうのもあったけれども、お部屋探しサポートってこういうのもありますよと、一緒に解決しようというスタンスになれば、なるべきだろうということも強く申し上げたい。その上で、これそのものは債権放棄の案件ですので、当然だと妥当だと思いますので、賛成いたします。

○富田けんたろう委員 私も今後もこういった同様

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

の事例っていうのは十分起こり得るかなというふうに感じました。区として寄り添ってきたという話はありませんけれども、区もほかにも所管外のところで、こういった福祉の面でサポートできる制度っていうのがいっぱいあるわけですから、これ包括的に、そういうのをを使って、寄り添っていただきたいということで、議案に関しては賛成いたします。

○市川おさと委員 賛成です。

○いいくら昭二委員長 これより採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとするに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○いいくら昭二委員長 御異議ないと認め、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

次に、第84号議案 財産の処分について、第85号議案 建物売買代金請求訴訟に関する和解について、以上2件を一括議題といたします。

それでは執行機関の説明を求めます。

○副区長 まず、私のほうから第80号議案の審議に当たりまして、おわびと、急遽、追加資料の提出になってしまったことについて御説明させていただきます。

これまで土地建物の売買につきましては、財産価格審議会で慎重に御審議いただいたということで、特に資料の添付なく議会のほうに上程させていただいておりました。

あとは今回、事前説明におきまして、是々非々の会の富田けんたろう委員のほうから審議するに当たって、内容が分からないのでは具体的に審議できないので資料というようなものを提出できないのかっていう申出がございました。

私ども情報公開請求においてお出しできるものを、やっぱり議会のほうで出せるものについてお出ししてしっかりと議論していただくことが、やはり正しいやり方だろうと改めて、今回、急になりましたけれども、資料を提出させていただいた

ところでございます。

これまで前例踏襲的に、財産価格審議会でということでお出ししなかったんですけれども、今後につきましては、出せるものについてはお出しして、しっかりと議会のほうに御審議いただくような形で改めさせていただきたいと思っております。今回急な提出になって申し訳ございませんでした。

御審議よろしくお願いたします。

内容については、都市建設部長から説明させていただきます。

○都市建設部長 よろしくお願いたします。

まず、84号議案から御説明いたします。

財産の処分についてでございます。

概要でございますが、後ほど財産価格審議会の議案についても若干触れさせていただきますので、概要を申し上げさせていただきます。こちらにつきましては、竹の塚駐車場と称しまして、平成6年9月に、古庄ビル株式会社と当時ございました株式会社足立都市活性化センターが合築したものであるについて、一部、区が床を所有しているものでございます。なお、当時平成17年に活性化センターが解散に伴いまして、足立区が権利を継承し、現在に至っているものでございます。

なお、この建物譲渡特約付借地権設定契約につきましては、昨年の6月、令和6年の9月に満了しておりましたので、今回、後ほどの85号議案にも関連するんですが、相手方に契約をきちんと結ぶようにということの訴えの提起をさせていただいて、現在に至っているものでございます。

今般、85号議案についても御説明いたしますが、裁判所から和解の条項が出されまして、かつ後ほど御説明します財産価格審議会で適正な金額が出ましたので、それを基に契約をさせていただいたものでございます。

なお、売買契約、売払いする財産については記載のとおりでございます。

あわせまして、85号議案でございます。建物

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

売買代金請求訴訟に関する和解についてでございます。

先ほど申しました区分所有しているところにつきまして、相手方と和解をする内容でございます。

和解の内容については、これも繰り返しになりますが、相手方と6,000万円余の金額で床を譲渡すること、それ以外、なお今回、議案として上程させていただきましたが、52ページになります。

令和7年7月11日の足立区議会の議決、可決により成就し、本件売買契約の★★がすることとなっております。

あわせて、戻りますが、すみません、今日席上に配付させていただきました足立区財産価格審議会の議案について御説明申し上げます。

まず1ページでございますが、当財産価格審議会が出されました金額については、5,512万5,000円で、消費税が入っておりませんので、消費税入れますと6,000万円余の金額になります。

あわせて4ページでございます。4ページから今回の区分所有の建物の評価について記載をさせていただきます。

その中で結論としましては、9ページにございます建物の評価をした上で、なおかつ区分所有建物共有減価率というものを掛けました金額が、先ほど申し上げました9ページ下段にあります5,512万5,000円の金額になってございます。

以下、資料としましては10ページ以降に案内図、12ページ以降に建物の現況と写真及び図面、20ページからは区分所有の状況と、29ページに、相手方と結んでる契約書の写しを添付させていただきます。

以上、2議案の御説明は以上でございます。

御審議のほどよろしく願いいたします。

- いいくら昭二委員長 それでは質疑に入ります。富田委員何かありますか。

○富田けんたろう委員 すみません、まず、御対応をいただきまして本当にありがとうございます。

私申し上げたのは、こういう区にとって非常に大切な財産だったと。30年近く契約巻いてやってきたという中で様々議論があったこの案件について、いよいよここで売却をするという中で、売却の価格、こちらがやっぱり争点になってくるだろうというところで、この価格ってどこから来たんだろうとなったときに、財産価格審議会で審議されました。

ただ、財産価格審議会ですね、そもそもこれ議事録というか議事内容が公開されていけば、この資料くださいとは正直申し上げなかったところなんです、なのでちょっとまずお伺いしたいのが、この財産価格審議会というのが、審議会原則公開ですけれども、これは何でしょう、ほかの審議会と違って、議事録等々はこれ公開されない審議会に該当するのでしょうか。何かすみません、私調べても出てこなかったんで。

○資産管理課長 財産価格審議会の秘匿性につきましては、足立区情報公開条例第8条に基づきまして、非公開とさせていただきます。

内容といたしまして簡潔に述べさせていただきますと、要は個人情報であったり、区の不利益になるような、そういったものについては開示できませんと、そういった内容でございます。条例の、少しちょっと読み上げますと、契約交渉又は訴訟に関わる事務に関し、実施機関の財産上利益又は当会社として地位を不当に害するおそれという、そういった内容がございましてここに該当するということで、非公開になっている状況でございます。

○富田けんたろう委員 よく分かりました。そういった状況で、ちょっとお伺いしたいのが審議会、とはいえ、何か具体的にどんな議論があったのかとか、そのあたりっていうのも今ここで教えてもらうことってできるのでしょうか。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○資産管理課長 簡潔に述べさせていただきますと、先方との交渉がいろいろあったところなので、交渉が折り合わなかった理由とか、交渉のめどについて、そういった質疑のほうがございました。

○富田けんたろう委員 分かりました。今回はこういった形で、今回もそうだし今後についても、しっかり公開いただけるというふうなお話いただきましたんで、そこは是非ちょっとお願いをしたいということと、中身については、この金額の根拠については私もちょっとばあっと確認をして、妥当な金額で出てきたんだろうというふうに思いましたんで、特に質疑は。

○いいくら昭二委員長 よろしいですか。

○ぬかが和子委員 古庄ビルの中の区分所有している区の財産の今回の処分に関わっての議案なわけですけれども、これ、古い方は御承知のように非常に長い経過があって、今で考えても異常な、本当に通常じゃ考えられないようなことが二重三重に起こっていたなということ今振り返って私は思っています。

平成4年に10億円掛けて株式会社都市活性化センターを区が立ち上げて、9割以上が区の持ち株で、産業振興行政を丸投げしたんですよね。当時産業振興部ってほぼなくなってた。で、その株式会社活性化センターが、このエフビル、古庄ビルの地下に公共駐車場を造るというために、いわゆる駐車場整備あっせん融資を受けて、7億3,400万円での借入れを受けて、駐車場を造った。130台の駐車場のうち附置義務が31台で、そして附置義務じゃない、つまり、区が所有する部分というのは99台ということだと思うんですけども、その辺どうですか。

○都市建設部長 御指摘のとおりでございます。

○ぬかが和子委員 その上で、ここからがおかしくて、31台分、附置義務分、これは一括管理をするほうがいいってということで区が借り受けるわけ

です、お金出して、附置義務分を、それが年間376万円。それから91台分の区が持っている部分は、これは逆に地代を払うわけですよ、これで年間900万円。合わせて1,276万円。毎年毎年払い続けて、一括で管理できる区の公共駐車場だっけしていたわけですね。

誰に管理させるのかっていうときに、今度は、これ、区が管理することで採算性も上がるんだっていうんで一括管理するんだって言ってたんだけど、その管理は指定管理指定だけでも、単独指定で、この古庄ビルの関連会社に委託料2,000万円払って、それで管理してもらおうんですよ。だから、何やっても古性ビル側にお金が入ることが毎年毎年、毎年繰り返されてきていたわけですね。

その上で、これでは、しかも時代の変化の中で周りには駐車場がどんどん増えてきてて、あそこが何、どこが公共駐車場なんだと、公共駐車場とは思えないという声も本当にたくさんあって、そういう中で、この様々な権利を、今とはまた違いますけれども、公共というのを外して、もうあちらに全部やらしてもらおうということで今に至ってるんじゃないかと思うんですがどうでしょうか。

○都市建設部長 最初の契約から30年、昨年で30年になりましたけれども、その間、今、ぬかが委員御指摘のとおり、経過でいいますと、平成17年の段階でいわゆる都市活性化センターが解散になりまして、それで権利を区が継承した。一方で、一定期間、指定管理者において★★システムが運営してきた関係がございました。

その後が一番の転機が、平成25年の第4回定例会で議案で上げさせていただいた公共駐車場としての廃止をする議案お認めいただいて現在に至ってる状況でございます。

○ぬかが和子委員 そうすると、本当にこういうことってしっかり総括しなきゃいけないんじゃないかというふうに思っているんですよ。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

こんな大体、今で言う、1社管理で指定管理、1社指定で、しかもそのビルの関連会社に、指定管理で随契と同じようにやるというようなことってほかの案件であるんでしょうか、あんまりないんじゃないかと思うんですけどもどうですか。

○都市建設部長 前にも、議会のほうから御質問いただいて、こういった契約はあるのかということでも私どもはないというふうにお答えしております。

○ぬかが和子委員 その上で、そういう本当に二重三重にあり得ないような構図、近藤区長の時代じゃなくて、株式会社都市活性化センターつくったのは古性区長の時代ですし、それからこの駐車場については鈴木区長の時代に始まった問題ではあるんですけどもね。だから今の管理職がまだね、管理職になった人はほとんどいなかったぐらいの時代の話かもしれませんが、ただやっぱりしっかり教訓化しなきゃいけないというふうに思っていて、このね、この間に、結局、区の税金が幾らつき込まれてきていたのかも改めてお伺いしたいと思います。

○交通対策担当部長 30年間全体につきましては、昨年の4月の委員会でも報告をさせていただいたんですけども、そこからまた6か月、昨年9月までの分の費用が発生しておりますので、おおよそね11億9,000万円余の金額が掛かっております。

○ぬかが和子委員 そうすると結局、11億9,000万円余を税金つぎ込んで残ったのは、老朽化した民間駐車場なわけですよ、あつちはね。それから、区のほうでは今正にこれを議決して、財産の処分ということできちんとその権利分を払っていただくかどうかという僅か1億に満たない金額ということになってしまうということで、こういった課題について、恐らく区長も承認、就任当時からこういった、このエフビルや株式会社都市活性化センター、(株)コミュニティ・アーツ、それから芸術劇場、いろいろな癒着や、本来の民間

との契約としてあり得ないような在り方っていうのは本当に是正しなきゃいけないっていうふうに、多分感じてたんじゃないかと思うんですけども、改めてこの辺について、区長どうお考えでしょうか。

○区長 今御例示されたことは、区長就任のときの、これから解決しなければならぬ過去の負の遺産という認識でございました。このエフビルについても同様でございます。

実際に、かつて、竹の塚地域に非常に地車がとめづらい状況があったということもございますので、ただそうは言っても、こうした御指摘いただいたような、現在ではちょっと考えられないような手法で、整備されたということについては、おっしゃるとおり、あつてはならないことだと思っております。

特に民間との契約のときには、芸術センターのときも含めて、民間を競争、共同でやっていたという中で、どうしても法的な知識が乏しい中で契約を結んでしまったりという過去の事例もあったようでございますので、今細かいところにも、弁護士相談、リーガルチェックを入れながら、特に民間との契約については、二重にも三重にも確認をして進めていく、今後、将来に禍根を残すような契約は厳に慎んでいくという気持ちで臨んでいるところでございます。

○ぬかが和子委員 私かつてこの問題を質疑したときや東京芸術センターの問題を質疑したときに、今回はこれ30年ちょうど期限が来て、非常に絶妙なタイミングだというふうに思うんですけども、やっぱり、やったときに、結局、中途での解約ができない、その解約状況が、条項が非常に不十分になる、だから弁護士にどう見てもらっても、この契約書では理不尽だと思ってもお金を払い続けるしかないですよっていうことが多々あったと思うんですが、その辺についても、ほかの案件では改善されてきていると思うんですが、その辺ど

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

うでしょうか。

○区長 おっしゃるとおり、何か事件事故があったときに相手に損害賠償を求めたくても、この契約ではできませんよということは確かに幾つかございました。

ですから、リスクの面での契約、このところについては、さらに細かくやっていく必要があると思います。管理職がそうした意識を持って、一つ一つの契約に臨んでいくということ、これからも研修等も通じて、しっかり徹底してまいりたいと思います。

○ぬかが和子委員 実は私このエフビル、いわゆる通称エフビル竹の塚駐車場古庄ビル内駐車場の案件では、代表質問も何回もやってるし、予算決算でも集中して質疑もさせてきていただいている、何とかこういう理不尽の在り方っていうのは解決してほしいと思っていましたし、だから本当はもっと質疑したいんですけども、今、区長からも答弁いただいたところもありますし、本当に二度とこういうことを起こさないようにしていただきたいということを、そしてこれも、さっきのいわゆる区営住宅の滞納者の問題と同じだと思うんですけども、教訓化したものをしっかり次に生かしてほしいということも要望いたしまして、質疑は終わりたいと思います。

○いいくら昭二委員長 他に質疑なしと認めます。
次に両議案について各会派の意見を願います。

○くじらい実委員 両議案とも可決をお願いします。

○小泉ひろし委員 非常に長い間、懸案でしたけれども、しっかりと、今後の二度とこのようなことがないようにお願いしたいと思います。可決です。

○ぬかが和子委員 先ほど申し上げたようにしっかり教訓化もしていただきたいと思いますが、この間、導入した税は何だったんだって思いはありますけれども、この案件そのものは、これを結ばないでただらと続けていくってのはもっとよくな

いことだと思っておりますので賛成したいと、2件とも賛成したいと思います。

○富田けんたろう委員 是非教訓化していただきたいと思います。賛成です。

○市川おさと委員 賛成です。

○いいくら昭二委員長 これより両議案について採決をいたします。

本案は原案のとおり可決すべきものとすることに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○いいくら昭二委員長 御異議ないと認め、原案の通り可決すべきものと決定いたしました。

以下の審査に直接に担当でない執行機関の退席を求めます。

[執行機関一部退場]

○いいくら昭二委員長 次に陳情の審査に移ります。
本日は新しい委員構成になって初の委員会審査でありますので、継続審査中となっている陳情内容については執行機関から、また過去の審査状況につきましては区議会事務局局長からそれぞれ説明を求め、その後、審査をいたします。

次、5受理番号10番 花畑川の歴史を生かしつつ視野の広いまちづくりを求める陳情を単独議題といたします。

また、報告事項(5)花畑川環境整備事業の取組状況についてが本陳情と関連しておりますので、併せて説明をお願いします。

○道路公園整備室長 陳情説明資料2ページでございます。

5受理番号10番 花畑川の歴史を生かしつつ視野の広いまちづくりを求める陳情でございます。

陳情の要旨でございますけれども、歴史的価値を生かしつつ、観光資源となるよう開発をしてほしい。国の交付金を活用した川を生かしたまちづ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

くりの実施、学識経験者を入れた検討会を設け、整備事業を進めてほしいというものでございます。

花畑川の現状でございますが、概要及び経緯は記載のとおり、令和3年度から工事着手し、そのうち工事は、今年度末に工事完了予定でございます。

整備概要でございますが、その1工事区間は令和8年3月に約250メートルの開通を予定しております。別紙1及び2に、現在状況と今後のスケジュールを添付させていただいております。

花畑を考える会でございますが、整備事業を進めるに当たり、地元住民、学識経験者と意見交換等を行うために、令和4年7月に花畑川を考える会を設立して、これまで8回開催をさせていただき、意見交換を行っているところでございます。

国庫補助金につきましては、整備計画事業が採択され、令和8年春頃の★★から充当をして整備を進めていく予定でございます。

続きまして、委員会報告資料14ページを御覧ください。

花畑川整備事業の取組状況についてでございます。

今年度4月に、花畑川環境整備事業が都市再生整備計画事業として国庫補助金を活用できる事業として採択をされました。

国費率は40%でございます。

交付対象事業費は1億700万円余、計画期間、今年度から4年間、富士見歩道橋の架け替え及び周辺護岸工事に充当してまいります。

今後もより多くの補助金を取得できるよう、引き続き国や東京都と協議をしてまいります。

続いて15ページでございます。

花畑川川底ウォークイベントについてでございます。

花畑川環境整備その1工事の完了に合わせて、令和7年6月1日に川底が歩けるイベントを実施させていただきました。当日天気にも恵まれ、約

1,000名の方がお見えになりました。川底を歩いたのは初体験で貴重な機会であったなど、好意的な御意見を多くいただいたところでございます。

今後のスケジュールでございますが、令和8年春頃にその1区間250メートルの開通、令和10年春頃に富士見歩道橋の架け替え周辺護岸整備工事完了を予定しております。

私からは以上でございます。

○いいくら昭二委員長 続いて、過去の審査状況につきまして含め、事務局長より説明を求めます。

○区議会事務局長 本陳情につきましては、花畑側の整備状況を踏まえて、具体的に議論をしていく必要があるということで、継続審査となっております。

以上でございます。

○いいくら昭二委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑はありますか。

○くじらい実委員 この陳情も恐らくもう何年か続いているのかなと思うんですけども、これ、陳情の趣旨を見ますと、何となく願意もだんだんと満たしつつあるのかなっていう中で、今日最初の委員会なんで、少し確認の意味も含めてお聞きしたいんですが、まずこの陳情の趣旨にあります国の交付金を活用して川を生かしたまちづくりということで、一文入っております、今回報告事項で、国庫補助金の採択についてというのが報告がありましたけれども、これ(1)の補助金の概要の中で、まちづくりの指標と目標を実現するために実施する各種事業等ということで、具体的に、今、書いてあるんですけども、これじゃまちづくりの指標と目標っていうのは、これどういう形で設定をされる内容なのかなっていうところについてはいかがでしょうか。

○道路整備課長 こちらのまちづくりの指標ですけども、例えばこの地域の公園や緑地、こういったところの満足度ですとか、道路の整備状況、交

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

通安全等の満足度、これらを世論調査で取ってますので、このあたりがちょっと上がったっていうところを指標とさせていただきます。

また、富士見歩道橋を架け替えるというところにも補助金をいただく予定がございますので、そちらの歩行者の数なんか指標とさせていただきます。

○くじらい実委員 そうすると、満足度というところがアンケートの結果が上がっていくっていうことが今回のまちづくり指標というところなのかなっていうところなんですけれども、これアンケートを取ってところが指標ということでよろしいですか。

○道路整備課長 先ほどの満足度のところは世論調査で既にエリア別で取っておりますので、そちらを活用したいというところで考えております。★★アンケートになります。

○くじらい実委員 分かりました。それとちょっともう一つ陳情の趣旨にあります、最後のほうで検討委員会を設けて整備事業を進めてほしいという一文も入っております、こちら検討委員会については、先ほど報告事項でありました花畑川を考える会、こちらがもう実際には設立をされては、計8回、意見交換を行ってますってことなんですけれども、これちょっと見ると、地元住民や学識経験者との意見交換等を行うってあるんですけれども、これ実際、区のほうはどのような形で関与はされてるんですかね。

○道路整備課長 まず、考える会につきましては、地元の方と学識経験者とあと学校関係、PTAですとか★★の方にも入っていただいております。

区の関与の仕方としましては、事務局としまして、そちらに報告をしたり、事業をこのように進めていきたいという計画を素案みたいなを出して、話し合ってくださいネタの提供ということはさせていただきます。

○くじらい実委員 これちょっと最後の質問します

けれども、この意見交換会、花畑川を考える会が出た御意見とかそういうものっていうのは、実際、具体的に今後の整備事業にはどういう形で反映されてくるのかなというところなんです、どういう形で反映していく予定なんでしょうか。

○道路整備課長 計画の内容に具体的に盛り込んで行っております。

地域の方、大きくは、とにかく早期整備を、かなり多くの声をいただいておりますので、そこを主眼に置きつつ、あとは直近の整備内容にも、例えば休めるベンチを置いてほしいとか、植栽もこういった樹木を置いてほしいとか、そういったことをいただいておりますので、そういったことは整備計画の中に順次盛り込んでいってるような状況でございます。

○ぬかが和子委員 先ほど花畑川を考える会について答弁されておりましたけれども、もともとこの花畑川の改善の計画を立てて1度止まってしまったわけですね。

再開して今に至ってるわけだけれども、大きく計画が変わっていったということで、もともとは正に地域の方と、それからこの環境に配慮しながらアクションを起こしている方々も一体となって、一緒に考える会のようなもので話し合っただけ案を練り上げていったという経過がかつてあったと思うんですが、どうでしょうか。

○道路整備課長 かつて平成12年頃に、もともと花畑川を考える会というのがありまして、その際も地域の方、エリアとして同じようなエリアでいろいろ意見をいただきながら計画をつくっていたというところがございますので、ぬかが委員御発言のとおりだと思います。

○ぬかが和子委員 同じように考える会のような答弁されているけれども、決定的に違うのは、この花畑川をきれいにしようとか、河川考えてきれいにしようってアクティブな活動をやっている方々を排除して誕生したのが今の花畑川を考える会な

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

んですよ。

町会の方と、それから専門家でそこに、かつてのそういう住民参加でつくり上げた計画、一緒に練り上げていったその中には専門家の方もいらっしゃるわけけれども、そこを排除して、花畑川を考える会として、今に至ってるわけですよ、そこについては認識してないんですか。

○道路整備課長 排除という概念はございませんで、いろいろ関係する団体さんいらっしゃいますので、そういった方たちには随時個別で意見を聞きながら進めさせていただいているところでございます。

また、何でそういったところに行き着いたかといいますと、やはり計画が大きく変わった際に説明会を何回も開かせていただいたんですが、その際にいろいろ意見もありまして、とにかく早く整備したいという地域の方の思いと、また、いろいろといろいろな意見で、なかなかすぐに進まないような状況もあって、そこが相反したところもございましたので、地域の方たちからは、やはり早期整備のためにまず一番、一番力を入れてほしいと。そのためには地域の方が中心になって考えたいんだという地域の方の思いもあって、メンバー構成させていただきました。

ただ、排除ということではなくて、しっかりそういった方の意見も大事だと思っておりますので、しっかり意見を取り入れながら進めているというところはあるかと思えます。

○ぬかが和子委員 私は、やっぱり地域の方々が少しでも早く自分たちが生きてる間に上を歩けるようにしてほしいという気持ちも理解できるし、だからといって、いろいろな方々を、もちろん今意見聞いてるっていう話もありましたけれども、の声を生かしてこそそのよりよい計画だというふうには思うんですよ。

その上でこの陳情の中で、先ほど、国の交付金の話はありましたけれども、今回のこの地区都市再生整備計画事業と言われている国庫補助金と、

陳情の文章にある社会資本整備総合交付金、これは関連はどうなんでしょうか。

○道路整備課長 こちらも社会資本整備総合交付金だというふうに認識しております。同じような種類だというふうに認識しています。

○ぬかが和子委員 ちょっとはっきり答えて。社会資本整備総合交付金って総合交付金だから大きな枠なわけですよ。その中に今回の採択された事業の交付金があるんですか、でも交付金と補助金ってちょっと違うように見えちゃうんですけども、その辺をはっきり、普通に別に単純な質問なんでシンプルに答えていただければと思うんですが。

○道路整備課長 すみません、補助金のちょっと立て付けは、もう一度確認させてください。

○ぬかが和子委員 だったら、それはそういうことで答えてくだされば、同じようなものだなってのは議会の議論の中ではちょっと違うんじゃないかというふうに思いますんで、その上で陳情の文章の中にある国土交通省では相談窓口「かわよろず」も開設しておりというのは、これ2年前出された文章ですけども、私もこのかわよろず調べてみまして、非常に多彩な取組、そして川をどう生かしてやっていくかっていうことの事例なんかも豊富に掲載されているというふうに思っているんですが、このかわよろずに相談をするとか、そういう知恵を借りるといってもやってきたんでしょうか、その辺は、もしやってきたんだったらどういう形で、何回ぐらいどういうふうやってきたのか、お伺いします。

○道路整備課長 まずすみません、先ほどの社会資本整備総合交付金の件は、やはり同じものです。もう一度今、確認しましたが、社会資本整備総合計画をつくりまして、その中に花畑川都市再生整備計画が入っておりますので、同じものです。

また、かわよろずの件ですけども、これまで何度も確認をできております。

こちらの陳情がちょっと歴史が長いもんですか

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ら、かつて令和元年頃でしたでしょうか。この陳情の大本となるものが出された際に同じように補助金の活用ということをいただきましたので、その際は何度もかわよろずのほうに相談行っていたんですけども、最初は、やっぱり川専門の補助金ですとやはり治水が目的であったり、あと一級河川である中川とか綾瀬川、こういったところ絡めた、同じような、一体となった治水を主眼に置いたものじゃないとなかなか補助金出せませんよということをお願いしておりました。

このため、令和3年4年頃からでしょうか、周辺のまちづくりの一体的にやるってことの一部に花畑川を入れるということであれば補助金がいただけそうだとということで、この間ずっと協議をしてきておまして、ようやく採択に至ったという経緯がございます。

○ぬかが和子委員 よく分かりました。結局、私もここは総合的な川を生かした、どういうまちをつくっていくのかっていうところが非常に、陳情でも実はそういう思いなんだなって思ってるんですけども、重要だなと思ってるんですよ。

かつて、足立区の基本構想を初めてつくったときのスローガン、副区長を覚えてますよね。覚えてないですか。「ときめき ゆとり 水辺のまちあだち」。水辺のまち足立なんですよ。

それはやっぱり、この四方八方、四方どころじゃないですよ、本当に川に囲まれている。それを単なる、もちろん治水が一番なんですけれども、それプラス、その川を生かさうじゃないかと。どう生かしたまちづくりをするのかっていうところが、非常に面的にも、単に一本の河川の問題じゃなくて、考えていかなきゃいけない。

そういう川を生かしたまちづくりのような計画をつくっている自治体もあるというふう聞いてるんですけども、その辺は区はどうなんですか。

○副区長 大きい河川においては、国ですとか東京

都と議論をして、川まちづくり計画とか、そういったもので進めております。

ただ、花畑川については、準用河川ということもあって、なかなか国とかがってというのは援助いただけないんですけども、補助金以外は、区として地元としっかり議論して、そしていかに川を生かしたまちができるかということで進めているという認識がございます。

○ぬかが和子委員 確かに花畑川は、結局、常時通じてるわけじゃないので、準用河川という扱いで管理も管理責任が区にあるという珍しい河川というか、ほかは、この河川は全て都と国が管理責任を持っているって違いはありますけれども、私はこの花畑川の計画も含めて、やっぱり河川全体を、もちろん荒川は荒川で河川の計画持ってますし、利根川水系のほうも持っているし、綾瀬川だって順次改善しているし、それは分かってるんですよ。

でも、全体として、足立区の河川をどう生かした町にしていくかっていう方向性を考える、もともと最初の基本計画の水辺のまちあだちをどう生かすかっていう立場で、全体を考えてその中で、花畑川も位置づけるということが必要なんじゃないかと。

もちろん、それぞれは所管が違うから国交省だったり東京都だったりする河川もあるけれども、区としてこういう考えを持つというものを確立した上で国や都にも働きかけするし、花畑川もよくしていくという考え方が必要なんじゃないかと思うんですがどうでしょうか。

○道路公園整備室長 ぬかが委員御指摘のとおり、荒川とかに荒川将来像計画と各種、河川ごとにそれぞれ計画があると思います。

今後そういったものがそれぞれ河川ごとにうまく連携をして、よりよい足立のまちづくりにどう寄与できるかというのは今後、河川全体を含めた中で検討させていただければと思います。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○ぬかが和子委員 それと、昨年の委員会の質疑の中で、我が党の委員がこの陳情に対して、やっぱり花畑川も、幾らふだん水が通ってない、ほかの河川とつながってはいるけれども通してない、そういう、独特な河川というか運河でもあるわけですから、現状ではね。

だけれども、あそこにあれだけの設備、あれだけの河川があるっていうことは、そこだって、流域治水の考え方でいけば、そういうものも生かしたほうがいいんじゃないかっていうことを言ったときに、区のほうは、当然これは流域治水の役割は花畑川にはないんですってという答弁だったんですよ。

そう答弁してるのね、当時の道路公園整備室長がね、流域治水の考えの中では、花畑川についてはその役割を持っているという考えはないというふうに国や都が言ってるっていうんですよ。それは国や都は、自分たちが管理してる河川じゃないから、そう言うに決まってるんですよ。

だけれども、足立区にしてみればね。だって一方で水害対策等々で考えたときに、わざわざ大変なお金掛けて、貯留槽を作るわけですよ。区だって持ってるとこありますよね。そういうことを考えたあれだけのところってというのは、正に環境の改善の流域治水というところでの考え方っていうのもしっかり持ちながら、今後も、まだ全てができたわけじゃない、まだまだごくごく一部の部分ですから、考えていっていただきたいというふうに思ってるんですがどうでしょうか。

○道路整備課長 まず当時の室長が答えたというところに関しましては、やはり国の流域治水の検討会みたいのがある中で、そこが対象の川には入ってないというのは、事実としてあるというところがございました。

ただ、地域の方が、水害に関してかなり不安に思われてるっていうのは考える会通しても感じているところで、そこに対しては、我々も全く何も

しないということではなくて、しっかり情報を周知して安全だということを周知していくことが大事だと思っております。

建設委員会でも、過去に水害とか流域治水の専門家にも意見を聞いた内容を御報告しておりますので、そういったところを分かりやすく、地元の方にも御説明していったって、安全な、安全への理解を高めていっていただくという取組を今後も続けていきたいというふうには考えております。

○ぬかが和子委員 本当は終わりにしようとして、端的に答えてくださればいいかなと。

結局、今の話で言うと、結局、私聞いているのは、国や都はそういう役割持ってないっていうけれども、それは国や都が管理してないからそれは当たり前だけれども、足立区としても、あの河川も流域治水の考え方を持って生かしていく、環境の問題もそうだし、景観の問題もそうだけれども、併せて流域治水の場として考えていく必要があるんじゃないかっていうことを聞いているんですがどうでしょうか。

○都市建設部長 流域治水の考え方いろいろあると思います。ぬかが委員おっしゃるとおりだと思います。

要は単純に花畑川に水をためるとかためないとかそういう議論ではなくて、もっと広域的な河川の管理の中に花畑川ということもちゃんと考えなさいよという御趣旨で質問されてると思います。それはおっしゃるとおりだと思いますし、これからも取り組んでまいります。

○富田けんたろう委員 私から1点だけ質問をさせていただきます。1回目、初回ということでもちょっと陳情趣旨の振り返りといいますか大きく二つあるかなっていうふうに私は理解をしています。

1点目はこの国の交付金というのをを使って、川を生かしたまちづくりをやってくださいということで二つ目、2点目が、検討委員会を設けてこの事業を進めてくださいということで、ちょっと1

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

点目の国の交付金のところは、私も最初お伺いしたときはこの第1点目というのはある程度満たされたのかなと思いつつもそのあとにこの趣旨に書かれているのが、このグローバルな視点で、まちづくりを行ってくださってというふうな、この陳情には記載があるんですね。

私も、何でしたっけ、この考える会の議事録とかもちょっと拝見しましたがけれども、その上で区の計画とかもちょっと拝見をさせていただきました。

ただグローバルな視点というのを特段ちょっと感じる事が余りできなかったというのは正直な感想なんです、このあたり、区はちょっとどんな取組を、このグローバルな視点についてやってこられたのか、お伺いしたいと思います。

- 道路整備課長 ちょっとそのグローバルというところがなかなか捉え方も我々難しいのかなというふうには感じておりますが、例えば世界的にSDGsの考え方なんかは、環境をもっと配慮していかなきゃいけないという点は、いろいろと地域の皆様と話をさせていただきながら、例えば舗装も遮熱性の舗装にするですとか、生物がちょっと護岸の中に入り込めるような、護岸をコンクリートで固めないような構造にしているところ、少しグローバルな要素もあるのかなというふうには考えております。
- 富田けんたろう委員 正に環境、SDGsみたいな話になるのかなというふうには私は理解、認識をしていて、正に、例えば、であればこの前あった花畑川の川底を歩くウォークイベント私も参加させていただきましたけれども、そこでもう少しSDGsの要素を盛り込んでみるとか、いろいろな今後ともそういった対応ができるのかなということなので、ここはもう少し陳情者の方に寄り添って、ヒアリングでもしながら、このグローバルな視点というところも補足をする必要があるのかなというふうに思っていますので、改めて、ちょっと今後

のところですけどもこのあたりどうやって向き合っていくのか御答弁を求めます。

- 道路公園整備室長 この花畑川の沿線につきまして、SDGsだったり景観だったりということ、そうした魅力を生かしながら地域活性化が図られるような、そういうまちづくり、こういう検討会等を通じて地域の皆様の御意見等を聞きながら、進めさせていければと考えております。

- いいくら昭二委員長 他に質疑はないと認めます。次に、各会派の意見を願います。

- くじらい実委員 今後のスケジュールを見ましてもまだ整備工事というのが続いていくかなと思いますので、まだ引き続き議論も必要かと思っておりますので、継続をお願いします。

- 小泉ひろし委員 願意は満たしつつある反面、グローバルな視点でという今もお話ありましたけれども、にこれを具体的にどのようなことが今後できるのか、あと国の交付金の活用なんかも含めて検討する必要があるんで、継続をお願いします。

- ぬかが和子委員 陳情で言われていることは本当に大切なことだというふうに考えております。

本来私たちずっとこれ採択を主張しているんですけども、今回については初回でもありますし、もう少し私も議論をしていきたいと、前向きな議論をしていきたいと思っておりますので、継続ということで結構です。

- 富田けんたろう委員 先ほど趣旨2点あって1点目については質疑をいたしました。2点目については、そういった考える会の皆さんの議論というのが、計画にちゃんと反映されていくという仕組みはあるという答弁も先ほどありましたが、ただ実際には、それが何だろう、やっぱりワークしていないからこういう陳情が出ているわけで、このあたりしっかりちょっと、委員会を通して、まだまだ議論する必要があると思っておりますので、継続を主張します。

- 市川おさと委員 私も、この陳情、まだ、建設委

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

員会久しぶりなんですけれども、まだあったんだなっていうのは正直思うところなんですけれども、やはり陳情者との花畑を考える会、このあたりが、花畑川を考える会というのが別に排除してるわけじゃないんだよって答弁が先ほど勝田課長のほうからもありましたけれども、そういったところを本当にしっかりと、事務局として足立区も入ってるわけですから、ウイングを広げて、様々な意見を、考え方を吸収しながら進めていってもらいたいなというふうに思います。

願意は、ほぼほぼその関係を除けば、満たされつつあるのかなという認識を持っておりますけれども、継続ということをお願いをいたします。

○いいくら昭二委員長 これより採決いたします。

本件は継続審査とすることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○いいくら昭二委員長 御異議ないと認め、継続審査と決定いたしました。

次に、5受理番号47 花畑二丁目住宅地にある違反生コン工場の早期移転実現のために、是正命令や工場への指導等を求める陳情を単独議題とします。

また、報告事項(8)花畑二丁目生コン工場への対応状況についてが、本陳情と関連しておりますので、併せて説明をお願いします。

○建築室長 陳情説明資料の7ページをお願いいたします。

件名はいいくら委員長御案内のとおりでございます。

陳情の要旨と1番の陳情対象物件につきましては記載のとおりでございます。

2番の現在の状況でございますが、工場は区の指導に従いまして、工場関係車両が周辺を走行する際には、安全運転や事故防止に努めるとともに、騒音軽減措置を実施して3か月ごとに設備点検と騒音測定の結果を区へ報告するなどの対応に努め

ております。

現在、工場に対しましては、本年10月までに移転に向けた是正計画を作成するよう文書指導を行っておりまして、強く指導を継続しているところであります。

8ページの3番には、生コン工場に対するこれまでの主な指導経緯を記載しております。

あわせて、報告資料の25ページをお願いいたします。

生コン工場への対応状況についてでございます。

1番の現地調査につきましては、4月24日に開発指導課が現地の状況を確認いたしました。

朝の通学時間帯に交通誘導員が一時的に1名となりましたので、2名配置を徹底するよう指導いたしました。

26ページには、5月14日に生活環境保全課が騒音測定を行った結果を記載しております。

前回の測定値とおおむね同様の結果となっております。

2番の是正計画の進捗についてですが、材料等の高騰が経営を圧迫して、借入れ残高の減少に至らず、厳しい状況であるとのことではありますが、是正計画の定数は10月までとなっておりますので、改めて指導を継続してまいります。

28ページに掛けまして、3枚の写真がございますが、工場の壁には徐行運転の看板が設置され、あいぐみ緑地公園では、通路の舗装改修と公園等の増設、道路面には注意喚起のカラー舗装を区が施工いたしました。

説明は以上でございます。

○いいくら昭二委員長 続いて企画の審査状況につきまして、区議会事務局長に説明を求めます。

○区議会事務局長 令和7年度は是正計画が提出される年度でもあり、違反生コン工場の早期移転のための対応を見極めながら議論していく必要があるという意見が多いため、継続審査となっております。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

○いいくら昭二委員長 それでは質疑に入ります。

何か質疑はありますか。

○富田けんたろう委員 まずこれも初回なのでちょっと確認ですが、ここで言うその是正計画っていうものが何なのかっていう話なんです。

区としてはこの是正計画っていうのは、どういう中身のものが出てきたらベストだというふうに考えているのか。

つまり、何だろう、移転若しくは、営業停止っていう計画が出てくるのが区は望んでいるのか、そのあたり、この是正計画どんなものを区は考えているのか、ちょっとまずそこを教えてくださいたいと思います。

○開発指導課長 富田委員おっしゃるとおり、1点とか営業停止というのがベースというか、今用途の違反ということでございますので、それかあるいは工場をやめるとか、そういったものが一番ということには思いますが、これが相手方がどう出るかっていうのもございます。

それで今それを踏まえて何年後に例えば移転するとか、あるいは何年後、何年後にこういうことまでできますよというのも細かく出してもらいたいということでは、今、次の、次のというか、一番今ベターのほうな形では考えているところでございます。

○富田けんたろう委員 おっしゃるとおりだと思います。これだから建築基準法で定められた用途地域に違反をしていると、つまり法令違反が今現在存在をしていると、それを是正するにはやっぱり出てってもらうか営業そもそもやめてもらうしかないということだと思うんですね。

そういった中でこれまでの経緯が報告されていて、今年の3月については報告があったんだけど、残念ながらその具体的な中身はあまりなくて、解像度もかなり低かったというふうな報告だったと思います。

それを受けて6月ですかね、先月、もう一度、

何か面談するという話を聞いているんですけども、これは、この結果についてはどうだったんでしょうか。

○開発指導課長 すみません、今回の委員会の報告にちょっと間に合わない部分もございまして申し訳ございませんが、一応、6月の27日に、この社長と工場長というのを2人いまして、そっちを呼出しましてもっと具体的な話をできないかということで話をさせていただいております。

相手の状況としては、土地をいわゆる別のどこに移転するための土地の状況とか、あるいは営業のエリア、そういったものももっと詳しく教えてほしいということではこちらのほうからは指示しております。

○富田けんたろう委員 なのであんまり、前向きなお話はなかったということだと思います。

それって、もはやその会社の今後その経営の話に近いところになってくるのかなと思っていて、当然そうなる財務状況の話、もうこれ避けて通れないのかなというふうに思うんですが、これ資料を見ていると、報告資料の8ページの上のところ(7)、工場側は、生コンの価格が改善されて昨今、令和4年度決算においては当期利益を計上できましたという記載があるんですが、これ当期利益になっているのかちょっと気になっていて、いわゆるPL上は営業利益があって、それから経常利益が当期利益があるわけで、何かこの会社として、この工場業というかこれ事業を通してちゃんと営業利益出してるの出てくるのかっていうところがすごく個人的な気になってるんですけども、その辺りの議論までされてるのかどうか。

されてるのであれば、実際の財務状況をもう少しちょっとここで教えていただきたいと思うんですけども。

○開発指導課長 以前にも財務状況等は本人というか社長に話を聞いたことがございました。ちょっ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

と私もすみません、専門家ではないのでどこまでがっていうのもあるんですけども、今現状で移転のための胆力があるのかどうかっていう具体的とかそういう話をしていくということでございまして、すみません、細かいとこまではまだ話をしたことはございません。

○富田けんたろう委員 そのあたりもやっぱり話をしないと、本当に胆力があるのかどうかっていうところはやっぱりこの数字、決算見ないと分からないと思うので、それがちょっと役所の皆さん難しいというのであれば、やっぱりもう少し専門家と一緒に面談をする機会を設けるとか、お抱えの診断士の方でもいいと思いますし、何かもう少し踏み込んだ話をしていけないと、何でしょう、解像度がずっと低いまま来ちゃって向こうも特段、区のほう突っ込んでこないから、ぼやっと回答してるってのがずっと続いてきちゃったのかなと思いますんで、ちょっと今後もその向き合い方ってところ、今私が申し上げたところも含めて、ちょっと改めて考えていただきたいんですけども、どうでしょうか。

○建築室長 御質問いただいた内容でございますけれども、建築基準法に基づいた指導権限ということで、私どもはちょっと指導対応してきてるところでございますので、なかなか正直、財務状況がどうなのかということについては、なかなか踏み込めないところがあるというような状況でございます。

10月までにその辺の財務状況について、向こう側の認識としましていろいろと出して、資料は提出してくるかと思いますが、それを踏まえて、では建築基準法としてどういう次の、こちらとしての指導ですとか、行っていくべきなのかというような、そういうような視点を持って今後も継続して指導、対応していきたいと考えているところでございます。

○ぬかが和子委員 私も、初回なんで改めてお伺い

します。

今焦点となっているのは、今、繰り返しお話あったように建築基準法上の用途地域違反ということで指導してるわけですけども、かつてこれが議論始まった頃に、たしか幾つもの法令違反を起こしているということだったと思いますが、幾つという法令違反なのか、改めて今日初回なんで確認させてください。

○開発指導課長 過去の経緯もございまして、一応、八つというふうに認識してございます。

各当時の建設委員の方々からもお話をいただいております、建築基準法、区画整理法、都市計画法、あと東京都の安全条例、あと足立区の中高層紛争条例、あと東京都の健康と安全の確保する環境条例、このうち、手続違反というのが何点かございまして、先ほども富田委員からお話ありました。

具体的に言ったときにはやっぱり一番大きいのは、建築基準法の48条の用途地域かなというふうには区としては考えております。

○ぬかが和子委員 確かに建築基準法上の用途地域違反っていう部分が、建築基準法上の違反ということが一番指導や何か及びやすいということで、その線で今やってきていて現在に至ってると思うんですが、先ほどの答弁の中で、この是正計画の進捗状況について、委員会の報告では3月31日段階のもので書かれていて、これだけ見ると進捗でも何でもなくて、(3)と(4)は単なる、単なるというのは地域の進捗じゃなくて是正計画じゃなくて、今、地域の対策どうですかっていう中身で、ここで言うてるのは結局、借入残高の減少に至っておらず厳しい状況である、それから2番目に用地探してるけれども見つからないが引き続き取組を継続すると、それから3か月たってるんだけれども見つからないけれども取組を継続するって3月に言っていて、どういう努力をして、本当に、そして見つからないとか、ど

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ういうふうになったのか。

先ほど答弁の中で6月27日に社長を呼出していろいろ話をしたと、移転用地や営業エリア出ししてほしいということをやったことですけれども、6月27日の段階では、この進捗状況の報告というのはどういう報告だったのか、もう少し詳しく教えてください。

○開発指導課長 先ほどもちょっとお話曖昧になって申し訳ございません。具体的な進捗は私はないというふうに思っております。

ただそのときに、先ほど言った土地の話、実は八潮に土地を持っているという話も以前から聞いていましたので、その周辺の土地を買えないとか、あるいはそこに新しいものを建てられないかっていうことを逆にこっちから聞いたっていう状況もございます。

あと、先ほど言った営業エリアにつきましては、いわゆる営業組合みたいなのがコンクリート業者にありまして、大体、足立、葛飾北から八潮、草加というのが今回の西野というところの、営業エリアみたいなんです、それをもっと北側に移すとか、そういうことはできないのかって話をちょっと、逆にこちらから話をしたということで、それについて、10月ではありますが、逆にそういうのをもっと細かく教えてほしいということは話しました。

ただ、それができるかどうかというちょっと進捗までは、そのときは確認できておりません。

○ぬかが和子委員 何かね、聞いてると法令違反を起こしてるのは生コン工場なのに、教えてほしい、できないかっていうふうに区が言うっていう、そう言わざるを得ないっていうのは非常に何か聞いて違和感を感じるんですよ、だって違反を起こしてるの、相手でしょ。

先ほど、進捗状況を6月末までに報告することにもともと住民の皆さんとの関係でもなっていたわけですよ、そういうふうに言われていて、委

員会でも、3月じゃなくて6月の進捗状況について何も、何か、どういう報告されたんですかっていうのに対して、ないという答弁だったんですよ、ない。

だからどういうふうに報告したのか、そこをちゃんとまずそこを正確に知らせてほしいということで質問したんですけども。

○開発指導課長 すみません、ないと言ってあれですけれども、私の中では相手から具体的な話がないというふうにちょっと考えておりましたので、ちょっとそれを話させていただきました。

先ほど言った、こちらから、何ていうんすかね、誘導するっておかしいんですけども、何か助け舟を出していくっていうふうにちょっとぬかが委員もおっしゃられましたが、そうしないと相手が全く動かないんじゃないかというちょっと気持ちもありまして、ちょっとそういう形を取らせていただいたっていうところでございます。

○建築室長 今、ほとんど具体的に進展がないという状況だったということも私、そういうふうと一緒に同席しておりまして、認識しております。ですので、どのような、逆に進展というよりも、その日に、どのようなやり取りを行ったのかということを含めまして、また次回委員会でも御報告をさせていただきたいと思っております。

○ぬかが和子委員 結局その進捗状況がないっていうのは、私ひどい話だなんて本気で受け止めているのかなっていうふうに思っているんですが、区はどう受け止めてますか、その辺についてどう思ってますか。

○建築室長 真摯に、相手方は認識していただいているというふうに区は感じておりますけれども、非常に大きな課題といえますか、会社的にも対応が難しいという状況のようでもありますので、そのところについては指導も行っていきたいと考えておりますし、向こうとしては、向こうの状況をこれからも注視していきたいなと思ってることでご

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

ございます。

- ぬかが和子委員 何かね、違反を起こしてるの相手方なのに何かすっきり来ないといいますか、真摯な、真摯なって言ったって、何かあったんですかっていうとないついていう答弁しか来ないんじゃないかと、どこが真摯だか私たちには分からないんですよ。その辺、もう一度答弁をお願いします。
- 建築室長 相手方とやり取りをしていて、何とかこの課題を会社としても解決をしなければいけないというような、そのような言葉もいただいておりますし、ちゃんと正面に向き合って課題に何とかしようということで検討はしていただいているということで、こちらとしても認識しておりますけれども、なかなか現実的にどうやって解決しているかということで、なかなか厳しい状況があるという、そういう認識でございます。
- ぬかが和子委員 しっかり、毅然とした態度を取ることも必要なのかなって気がしてるんですよ。何か、ここの土地はどうですかとか、このエリアだからここへ移れませんとかかって、多分、役人さんだから丁寧な言葉で言えば、そういう言い方で言われてるのかなというふうに思うんですけども、法令違反を起こしたのは相手なわけですよ。
- 何かこのままでいくと、本当にこの説明資料にもある本年10月までに是正計画を出すというのが区との約束ですよ、これを地域の方々ももうやっとは正計画を出してくれると、だけれどもそれがイコール移転とか何とかじゃないわけですよ、それでも10月に是正計画が、出してくれるっていうのが希望になってるわけですよ、それが出ないようなことになったらとんでもないというふうに思いますし、そこに向けて、何としましてもきちんとした是正計画は、やっぱり時には強い態度も持って、きちんと出させるというスタンスでお願いするだけじゃなくて、そういう強いスタンスで臨んでいただきたいんですけども、どうですか。
- 建築室長 丁寧な言葉で対応しなくてはいけない

ということもございますので、ただし、気持ちとしては厳しい気持ちを持って相手方に言うべきことは伝えておりますし、今後もそのような形で対応を進めていきたいと考えております。

- ぬかが和子委員 最初のほうは今の答弁かもしれないけれども、気になってそういう答弁して下さったかもしれないけれども、10月までの是正計画は何があっても守ってほしいってことですよ。これが、そのためにどうしていくのかってことで頑張らなきゃいけないんですけども、部長、副区長どうですか。
- 副区長 この件、ずっと長い間、議会のほうでも議論されてきて、また採択した経緯もございます。私どもも、今年度はやはりきちっと何らかの形で結果を出す必要があると思いますので、今まで交渉してたよりも少しレベルの高いところでいくのかとか、区の本気度を示す必要があるかなと思います。
- いいくら昭二委員長 よろしいですか。他に質疑なしと認めます。次に、各会派からの意見をお願いします。
- くじらい実委員 今議論ありましたが、やっぱり10月の是正計画というところを待つことになるのかなと思いますし、当然安全面での対策というのはしっかりやってもらいたいと思いますので、継続をお願いします。
- 小泉ひろし委員 長い間いろいろ対策も取ってますけれども、しっかりとこれからも取り組んでいただきたいと、継続で。
- ぬかが和子委員 この陳情の趣旨である、例えば3年以内には是正計画進められるようにしっかり指導してほしいとか、あらゆる方策を考えてくださいっていうのも至極当然のことだというふうに思いますので、採択を求めます。
- 富田けんたろう委員 今、副区長から決意をいただきましたけれども、今年度、結果を出せるように見守っていきたいと思いますので、これは引き

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

続き議論したいなと思います。継続でよろしくお願ひします。

○市川おさと委員 10月までの是正計画作成ってということで、取りあえず待たなきゃいけないんですけども、やはり一番大事なのは、早期移転、早期移転ですね、早期移転に向けて、どのような形で区が頑張っていくのか、先ほど副区長の力強い答弁もございましたので、それに期待しつつ、継続を主張いたします。

○いいくら昭二委員長 それでは採決をいたします。
本件は継続審査とすることに賛成の方の挙手を求めます。

[賛成者挙手]

○いいくら昭二委員長 挙手多数であります。よって継続審査と決定いたしました。

以下の審査に直接担当でない執行機関の退席を認めます。

[執行機関一部退席]

○いいくら昭二委員長 次に、所管事務の調査を議題といたします。

(1) 建築物減災対策に関する調査についてを単独議題といたします。

それでは執行機関の説明を求めます。

○建築室長 建設委員会資料の2ページをお願いいたします。

建築物減災対策に関する調査についてでございます。

今年度は耐震化事業に関する重点期間の3年目を迎えて、昨年度、一昨年度以上の成果を目指して取組を進めたいと考えております。

5月末までの実績と昨年度同時期の実績を比較しますと、昨年度以上の実績となっている助成事業が多くなっております。

引き続き関係団体と連携して、区民に制度を御

活用いただけるよう働きかけに努めてまいります。
説明は以上でございます。

○いいくら昭二委員長 それでは質疑に入ります。
何か質疑はありますか。

○くじらい実委員 すみません、時間もあれなんで簡潔にお伺いしたいんですが、今回私代表質問で、この重点期間の今回最終年度ということでしたけれども、答弁では延長も考えるという形で御答弁いただいたと思いますが、それはもう方向性としては延長の検討ということでしょうか。

○建築防災課長 定例会でも、御答弁させていただきましたけれども、その方向で考えてございます。
以上です。

○くじらい実委員 そうしますと今回申請件数というのをを出していただいているんですけども、やっぱり申請件数では達成率が高いところと、ちょっと低いところという数字が出てしまってるんですけども、今後その達成率が低いところについての取組についてお聞かせください。

○建築防災課長 やはり事業実績を上げるのは、事業を知っていただくということが大切なのかなというふうに認識してございます。

具体的には地区内の約4万戸に対して本制度の案内のチラシを配ったり、相談会の開催などを確実に行っていきたいというふうに考えてございます。

○くじらい実委員 本当に今、利島村とかで地震が常に起こってるような状況もありますので、これは当然今後も引き続きこの減災対策するのはやっていかなきゃいけないかなと思っておりますので、取組のほうをしっかりとお願いしたいと思います。
以上です。

○いいくら昭二委員長 他に質疑ありますか。
質疑なしと認めます。

次に、(2) 公社等の決算に関する調査についてを議題といたします。

さきの議会運営委員会で公社等の決算に関する



- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

調査につきましてはそれぞれの所管の常任委員会で行うことに決定いたしました。

つきましては足立市街地開発株式会社の令和6年度決算について、本委員会の調査事項とすることとし、調査を閉会中に実施したいと思っておりますが御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○いいくら昭二委員長 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

次に、(3) 令和7年度地方都市行政調査についてを議題といたします。

本委員会の所管事項につきまして他都市の先進事例を調査する必要があるときには、小土地行政調査を行いたいと思っております。

なお、さきの各種委員長会において、10月29日水曜日から31日金曜日の間で行うことが示されておりますが、調査事項調査土地等を踏まえた上で今後日程を決定したいと思います。

御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○いいくら昭二委員長 御異議ないと認め、さよう決定いたしました。

調査事項調査土地につきまして何か御希望がございましたら、7月31日木曜日までに文書をもって委員長まで提出して下さるようお願いいたします。

次に、報告事項を議題といたします。

(1) から (2) 以上2件を都市建設部長から、(3) から (5) のうち陳情の審査で報告済みの(5) 除く以上2件を道路公園整備室長から、(6) から (13) のうち議案の審査陳情の審査で報告済みの(8)、(13) を除く以上6件を建設建築室長から、それぞれ報告をお願いいたします。

○都市建設部長 引き続きよろしくお願いたします。簡潔に御説明申し上げます。

初めに報告資料2ページでございます。

足立まちの風景資産の選定でございます。

景観審議会の議論を経まして、この表にございます33件について風景資産として選定させていただきました。

項番2の経緯については記載のとおりでございます。

3番の今後の流れでございますが、今現在なんです、足立区のアトリウムで、こちらの風景資産のパネル展を実施してございますので是非御覧いただければと思います。

今後なんです、選定結果につきまして今、申し上げたとおりでございますが、3年に1度、風景資産の選定を行っていく予定でございます。

引き続き5ページでございます。

西新井駅周辺地区地区計画の変更でございます。

大きく、こちらにつきましては当委員会で御報告を申し上げておりますが、大きくは、西新井駅公園周辺地区の都市計画の変更を今後予定してございます。

その中身につきましては、下にございますとおり用途地域の変更、6ページにあります都市計画公園の変更、こちらにつきましては、7ページでございますが、8月22日、23日に説明会を開催させていただく予定でございます。

今後の予定でございますが、今年の7月、今月でございますが、足立区都市計画審議会報告以下、9月以降に都市計画案の公告縦覧等を予定してございます。

私から以上でございます。

○道路公園整備室長 8ページを御覧ください。

今年1月に八潮市で発生した道路陥没事故を受け、区が管理する水路緊急点検と下水道局の対応についての御報告でございます。

初めに水路の緊急点検でございますが、1月に地上からの目視点検、5月にマンホールからの目視点検を実施し、異常や劣化は見られておりませ

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

んでした。

今後の点検でございますが、まず緊急対応として、交通量が多く水路の断面が大きい水路と道路が横断している交差点を優先路線として、水路内部から目視やカメラによる水路緊急点検調査委託を発注契約をさせていただきました。水路全数につきましては、主要水路に加え、小規模な水路等も含め、3か年を掛けて調査を行ってまいります予定でございます。

2番の下水道局の対応でございます。

国から3月に全国特別重点調査の要請があり、陥没利益があり、交通への影響が大きい箇所について優先的に調査を実施しています。足立区内の調査対象管路は約73キロ、このうち優先的に調査を実施する管路は約2キロで、人による目視、テレビカメラによる確認を令和8年3月までに実施をいたします。今後調査結果や対応状況について引き続き報告をしてまいります。

続きまして、12ページを御覧ください。

補助第138号線、その2工区の交通開放についての御報告でございます。

補助138号線、その1工区、その3工区の完成に続き、その2工区、延長約280メートルが完成をし、6月26日午前11時に交通開放をいたしました。信号機の設置につきましては現在警視庁において、令和8年度中に2か所程度設置する方向で、位置、時期等について検討しているところでございます。

13ページ、開通式典についての御報告でございます。

旧日光街道から尾竹橋通りまで補助第138号線が通行可能となり、6月26日午前10時より地域の皆様と連携して開通式典を行いました。区議会議長、まちづくり協議会会長の御挨拶、テープカット等執り行いました。参加者につきましては記載のとおり、42名の御参加をいただいたところでございます。

私からは以上でございます。

○建築室長 17ページをお願いいたします。

密集市街地における防災まちづくりの取組状況になります。

表1に、過去の実績と令和7年度の予定件数等を記載しております。令和7年度につきましては、不燃領域率68%を目指して取り組んでまいります。

18ページは密集市街地整備事業であります。

こちら表3に、過去の実績と令和7年度の予定件数等を記載しております。新たに柳原一・二丁目地区を加え、事業の進捗に努めてまいります。

19ページは都市防災不燃化促進事業につきまして、表5に記載のとおり、補助線街路沿道の現状の不燃化率と、表6には過去の実績と令和7年度の予定件数等を記載しております。今年度につきましてもこれら三つの事業の取組を並行して進めまして、密集市街地の整備改善に努めてまいります。

23ページをお願いいたします。

細街路整備事業の取組になります。

昭和60年に事業を開始してから40年が経過しておりますが、現在の整備距離率は37.7%であります。今後も住宅等の建て替えの時期をとらえまして、L型側溝の後退整備について御協力を得られるよう、建築主等に対する働きかけに努めてまいります。今年度は4億1,400万円ほど予算をいただいて、整備目標距離1,600メートルを目指して取り組んでまいります。

29ページをお願いいたします。

老朽建築物対策の取組状況であります。

令和5年度の実態調査を経まして、現在は1,558棟の老朽家屋の存在を確認しております。このうち、危険度の高い家屋Aプラスは現在14軒ございまして、まずはこれら家屋の解消を目指して取り組んでまいります。

30ページの3番の表に記載しておりますとお

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

り、老朽家屋が解消されるまでには多くの行政指導の手続が必要となりますので、関係機関への調査依頼などを含めて対応に努めているところでございます。家屋の所有者にも様々な困難がございますので、個々の事情に寄り添った丁寧な対応を進めてまいります。

31ページは、本定例会の臨時会におきまして、行政代執行に係る補正予算をお認めいただきました鹿浜6丁目の老朽危険アパートの資料であります。8月上旬には代執行宣言を行い、区が解体工事に着手する予定であります。着手に当たりましては、警察、消防へ協力を依頼しまして、対応を進めてまいります。

35ページは、住宅セーフティネット制度に基づき、今年度も、J K K住宅の空き住戸を活用した専用住宅の公募を行いました。2番の表にございますように、4か所の住宅の入居枠に対して3世帯の方々から応募いただきましたので、現在J K Kが入居者資格の審査を行い、8月からの入居開始を予定しております。今回は大学生の応募が得られませんでしたので、生活支援推進課と検証を行い、改善すべき点などについて検討してまいります。

37ページをお願いいたします。

住宅政策審議会の開催結果でございます。

6月10日に第1回審議会を開催いたしました。

今回は住生活基本計画の改定に向けた目的や考え方、必要性などを御説明いたしまして、委員より御意見を賜りました。今後どのような専門部会の設置を考えているのかとの御質問につきましては、事務局に続いて幾つか案を御提案させていただき、委員の御意見を基に決定していく予定であります。

また今回、公募委員につきまして、第1回審議会までに選定できなかったことを審議会冒頭で御説明し、委員の皆様へおわび申し上げます。平成6年に制定した規則等が不適切な形で引き継が

れていたことから、このような対応となりましたので、第2回審議会が終了する本年11月に、規則等の改正を予定しております。

説明は以上でございます。

○いいくら昭二委員長 委員に申し上げます。

時間も時間になっておりますので、質問、答弁は簡明によろしくお願いします。

それでは質疑に入ります。

何か質疑ありますか。

○ぬかが和子委員 すみません、ちょっと簡潔に。

2点なんですけれども、一つが西新井駅周辺地区地区計画の等の変更についてということで、これ、いわゆるかつて幻の公園と言われて、この資料見たら都市計画決定されてから75年たっているという、そういうところなわけですよ。

これを動かすと本当に大変なお金掛かることだと思うんですけれども、なぜ今動かすということを考えているのか、お伺いします。

○中部地区まちづくり担当課長 ぬかが委員おっしゃるとおり、公園と道路の重複がありまして、その解決方法を探る中で時間が過ぎてしまったという経緯がございます。近年頻発する激甚化する災害、そういったものと、あと、都市計画道路の整備の進捗状況に応じるところで防災拠点を整備する、そういったところで今やるということで区の方針として進めているところでございます。

○ぬかが和子委員 私なんかは今エリアデザインでもいろいろなエリアでいろいろな開発やっていて、区の職員だって技術職だって足りない中で、本当にこんなに同時にやんなきゃいけないのかと、判断が必要なんじゃないかと思ってます。

ただそこだけ言ってもしょうがないんで、その上で今回の報告事項では、いわゆる西新井公園の都市計画決定された部分について縮小すると、面積を変更することで都市計画変更もこれからやっていくんですっていうね、それは現実にあったことだろうというふうには思っています。

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

実際には、さっきの都市計画道路のこともそうだったんですけども、当該地域の方って、最近区の方にはやってくれとか、早くやってくれないともう家もたないとか、そういう方いうのも多いんですけども、今でも反対の人もいるわけですし、やはり生活再建の困難さっていうのを心配されている方が大勢いらっしゃると思います、そういう点では、急がずに合意形成をするというスタンスで臨んでいただきたいんですがどうでしょうか。

○都市建設部長 先ほどの議案審議で補助138号線もありました。新たに着手都市計画、多いところがございますが、その上でもきちんと、先ほど御答弁申し上げたとおり、相手に寄り添った形では、急がずとかじゃなくて、きちんと時間を掛けるとか時間を掛けてやっていくべきだと思っておりますし、その姿勢でいきたいと思えます。

○ぬかが和子委員 時間を掛けるとか掛けてっていうのは、つまり当事者の立場に立って性急なことをしないでという意味なので、そこは一致できるんじゃないかと思っておりますので、是非よろしくお願ひします。

それから、補助138号線その2工区の交通開放について先ほど報告事項で、警視庁としても2か所程度、信号機を設置を考えているということだったんですけども、確かにあれは本当に信号機なくて大変危険だなと。とりわけ通学路にもなっている関原通り、それから亀田小から来る旧梅田堀、こういった辺りというのは、どうしても必要などころじゃないかというふうに思っていて、この辺の2か所までここにあるんですけども、場所とか時期的な見通し等分かれば教えてください。

○道路整備課長 信号機の見通しでございますけれども、まだちょっと正式に決まってないのでなかなかちょっと申し上げられないんですが、まずとにかく来年度の警視庁さんの予算に上げてもらうということを一番に協議しております。いい方

向では進んでおりますので、また何らか分かってまいりましたら御報告したいなというふうに思っております。

○ぬかが和子委員 是非、積極的な働きかけをよろしくお願ひします。

以上です。

○富田けんたろう委員 私からも2点、まず8ページの水路の緊急点検で下水道局の対応についても報告されています。

とにもかくにも大事なことっていうのは、こういう調査や検査っていうのを、とにかくスピードアップさせてやっていって危険か所を見付けて対応していくということだと思うんですが、その中で、ちょっとほかの自治体調べていると、何だろう、例えば、大田区とか世田谷区とか目黒区では、特に目黒区なんかでは令和8年度からこの下水道関連事業の一部っていうのを、もう区が下水道局から受託をして、スピードアップさせてやっていくという報告がそういう方針が示されたりもしている中で、このあたり、ほかの自治体のこういったところの研究とか調査っていうのはやってらっしゃるんでしょうか。

○事業調整担当課長 大変申し訳ございません。そういった事業を区でやっているというところをきちんと把握しておりませんので、今後確認をして研究してまいりたいと存じます。

○富田けんたろう委員 是非、都が本来行うこの下水道事業の一部というのを受託してやってる自治体があると、23区でもあるというふうに私聞いてますんで、ちょっと研究してもらいたいなというふうに思います。

あと2点目が37ページの住宅政策審議会なんですけど、ちょっとこの資料に、本本審議会の開催に当たり公募委員を選定することとしたため、その規則にした、平成6年に制定した規則等に従い公募委員を選定することとしたため、公募委員の出席は第2回審議会からとなったっていう記載

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

があるんですけども、ちょっと、こればつと見のときに全然意味が分からなかったんですけども、もう少し詳しく教えてください。

住宅課長でございます。

○住宅課長、今回、民間の公募委員の選定を学識経験者の先生に、あと、区の、うちの部の部課の職員で選ぶっていう形になっておまして、今回、学識経験者の先生のまだ委嘱が終わってなかった関係で2回目になってしまったと、こういうの、今回1回目で学識経験者、委嘱できましたので、8月から公募を掛けて、次回、第2回からは民間公募委員を委嘱するという予定で考えてございます。

○都市建設部長 簡潔にお話ししますと、この住宅政策審議会の条例規則で、実はこちらの会を開いた後に公募委員を選定すると、こういう立て付けに実はなっていたんですよ。ですので、最初にないということなんです。ただ、ほかの審議会ではこういうことが普通ないので、これについては今回改めて、今後、改正する方向で検討していきたいと思います。

○富田けんたろう委員 私もすみません審議会の委員のメンバーで第1回参加させていただきましたけれども、正直申し上げると、あれで1回目は報酬支払うのもったいないぐらい何も進まなかったというか、何だったんだろうっていう、多分皆さん思ったんじゃないかなと思いますので、御対応いただくということなのでお願いをいたします。

以上です。

○いいくら昭二委員長 他に質疑ありませんね。

では、その他に移ります。

○市川おさと委員 簡潔に、その他ですから簡潔に行います。

公園の草刈りの話なんですけれども、つい先日、私の近所の公園で、草ぼうぼうだよと、蚊がぶんぶん飛んでるよということで苦情を受けまして、入谷の鶴巻ゆうぐ公園というんだけど、小木

曾課長に連絡して、7月3日にぴしっと刈ってもらった、もらいました。まず、お礼申し上げます、ありがとうございました、対応していただきまして。その一方で、そのほかの公園も見てまいりますと、草がぼうぼうで蚊がぶんぶんと、そういう状況が非常に見られる。で、今、ホームページ、さっきいうと、私も見たんですけども、草刈りの頻度どのぐらいかという、年6回程度というふうに書かれているわけなんですけれども、この年6回の頻度っていうのは、季節的にもよりますけれども、ちょっと少ないんじゃないのかなと。やはり公園っていうのは、今いろいろな形で力を入れて足立区もやっていますけれども、草ぼうぼうで蚊がぶんぶんでは、これもう立ち入ることが非常に難しくなってしまうというふうに思いますけれども、このあたりの区の認識いかがですか。

○公園維持課長 年6回というのは確かにこの季節、草が伸びやすい、早く伸びる季節なんですんで、6回っていうと、12か月で割ると2か月に1回になるんですが、重点的に春から夏に掛けて、秋に掛けて重点的にその間をやるようには業者のほうには指示しているところですが、不十分なところがありましたら連絡いただければ対応したいと思います。

○市川おさと委員 ★★、そんなふうに、ちょっと言ったらやるっていうことを今丁寧な言い方で言ったのかなと思うんですけども、やはり公園っていうのは、非常に、近隣にとっても足立区にとっても重要な施設なんだから、そんな言われたらやるんじゃないかって、ちゃんとやってもらいたいなと思うんですよ。

ちょっと見た人の、着業者が刈ってるの見た、姿、人に言わせると、ちょっと機器なんか非力じゃないんじゃないかというふうな話も聞きました。その辺も含めて、頻度を上げるっていうことになれば、それはお金も掛かるわけですから、業者の対応ということよりも区のこちらの発注側の対応

- 正式な会議録が作成されるまでの暫定的なものであり、今後修正されることがあります。
- 音声認識システムで認識できなかった発言等は「★」で表示しています。
- 「★」の数は発言の文字数を表しているものではありません。

だよ、発注側のほうでもうちょっと力入れてほしいなと思うんですけども、部長、いかがですか。

○都市建設部長 近年、やはり気温が高くなってるせいもあるのでしょうか、やはり草が伸びる頻度が速いっていうのを聞いております。

当然のことながら直接、公園維持課に御連絡いただくケースもあるんですが、今、市川委員御指摘のとおり、言われてからやるのではなくて言われなくてもやる体制について、少し深掘りしていきたいと思います。

○富田けんたろう委員 1点だけ、2ページ最初の利根川治水大会についてお伺いしますが、今回、牛久ということで、これは毎年バスで行ってますけれども、今回バスの借り上げ代、去年は高崎で、私が聞いたところ往復でバス代18万円掛かったと、今年は幾ら掛かるのか。

○都市建設課長 正確な数字はちょっと覚えていないんですけども、前回18万円余、今回はたしか14万円前後だったと記憶しております。

○富田けんたろう委員 今回、牛久ということで場所もちょっと調べましたけれども、電車で行ける距離だと思うんですね、常磐線で一本で北千住から行ける距離だということで、そのほうが経済的には明らかに負担少ないでしょうと思うんですけども、このあたりについては、だからちょっと前例踏襲じゃなくて、そもそも区としてこの参加の在り方をちょっと考えてもらいたいなというのがまず1点と、もう一つは、私も去年高崎参加しましたがけれども、これも正直申し上げると、オンラインでの参加というかオンライン開催でも私はいいなと思ったんですね。なので、ちょっとそのあたり、現地とオンラインのハイブリッド開催みたいなのもちょっとうちの区から提案をしてみるとか、何かそういうやり方もあるんじゃないかな。今後の参加の在り方というところについて、今のハイブリッド開催も含めてちょっと区の考えをお

聞かせください。

○都市建設課長 バスの件につきましては、当然、委員の方からは、例えば電車で行くことが経済的ではないかという御意見もある一方でやっぱり、バスを利用してゆっくりと行きたいという方もいらっしゃると思いますので、そこは、いろいろと調整しなければいけないのかなとは思ってはおります。

あと、ハイブリッドの件ではございますけれども、前回、お話がありまして、治水同盟事務局の東京都建設局のほうには、オンライン開催ができないのかということも事参加した区議の方からお話があったところはお伝えしました。

実際、1都5県の関係自治体協議会で構成されているこの同盟につきましては、なかなかすぐに変更するのはなかなか難しいというのとは一方ありますので、ただ一方で、効率的な運用については今後もちょっと検討していきたいという意見はいただいております。

○都市建設部長 みんなで行くっていうことも重要かということを含めて、このことにつきましてはすみません、執行機関だけではなかなか決めづらいところもありますので、区議会事務局とバスを借り上げで行くことがいいのかどうかも含めて、検証させていただければと思います。

○いいくら昭二委員長 よろしいですか。

ほかに質疑ありますか。

以上で建設委員会を終了いたします。

お疲れさまでございました。

午前11時59分閉会